

所得税法上の弁護士費用等の取扱いについて

「税金よもやま話」をお読みの皆さまは、法人経営者の方が多いと思いますが、なかには、個人で事業あるいは、不動産賃貸業を営んでいる方もいらっしゃるかもしれません。そこで、訴訟沙汰になることはめったにないとおもいますが、ここで一度所得税法（以下「所法」といいます。）上の「弁護士費用その他の費用」（以下、「弁護士費用等」といいます。）の扱いについて整理してみます。

所法上には、弁護士費用等に関する直接の規定はありません。したがって、所法第37条（必要経費）、所得税基本通達（以下、「所基通」といいます。）37-25（民事事件に関する費用）及び37-26（刑事事件に関する費用）などの規定から、具体的ケースに応じて、必要経費算入の是非を検討することになります。

《民事事件に関する費用》

民事事件に関しては、上記のとおり所基通37-25がありますが、規定上に具体的なケースを網羅することは困難です。したがって、同通達は例示的に必要経費に算入できない弁護士費用等の除外規定を示し、それ以外の業務遂行上生じた紛争又は業務用資産について生じた紛争解決のための弁護士費等の必要経費算入を原則として認めています。以下、その基本的な考え方について具体的に説明します。

- 1 第一に業務遂行上必要である支出であること。例えば、家屋賃借人の長期間の家賃不払いという債務不履行により訴訟を提起。契約を解除し、賃貸料の支払いを命じる判決を得た場合、これに係る弁護士費用等は必要経費に算入できます。これが原則です。
 - 2 除外ケースのキーワードは、「弁護士費用等の取得価額への算入」、「訴訟の起因となった資産の譲渡費用への算入」、「家事関連費の必要経費不算入」及び「自己の故意、重過失による損害賠償金」の4点になります。
- 1点目は、例えば、不動産賃貸業者が、不当に取得時効を主張する者がいる土地を購入し、後に所有権の帰属を争った場合、この弁護士費用等は、まさしく当該土地所有権確保のための費用と考えられ、当該資産の取得価額に算入され（資産計上）、不動産所得の必要経費には算入できません（なお、所基通38-2参照。）。
 - 2点目は、資産の譲渡費用と判断される弁護士費用等も必要経費に算入できません。例えば、賃貸物件の一部の土地を売却したが、相手方が錯誤を理由に契約の無効を主張し契約の有効性が争われ勝訴した場合、弁護士費用等は、当該土地の譲渡に要した費用と判断され、不動産所得の必要経費に算入できません。
 - 3点目は、所法45条第1項（家事関連費の必要経費不算入）の規定により必要経費に算入されない同項第2号から第5号までに掲げる租税公課に関する紛争に係るものです。例えば、事業所得の税務調査の結果に不服で訴訟を提起した場合、所得税は同法2号の規定により事業所得の必要経費に算入できないことから、これに係る弁護士費用等も必要経費に算入できないことになります。
 - 4点目は、他人の権利を侵害したことによる損害賠償金で、所法45条第1項の規定により必要経費に算入されない同項第7号に掲げるものに関する紛争に係るものです。例えば、運送業者がスマホ片手に運転し、前方不注意で人を撥ね大けがを負わせ賠償金を支払った場合、自己の重過失に起因する損害賠償金は必要経費に算入できません。したがって、この事件処理に要した弁護士費用等も運送業の必要経費に算入できません（なお、所基通45-8、所得税法施行令第98条の2参照。）。

《刑事事件に関する費用》

刑事事件に関する費用に関しては、紙面に都合上詳細は割愛しますが、ごく簡単に述べれば、自己の犯罪嫌疑に関して、刑罰法令に対し、「当該違反がないものとされ」、もしくは「その違反に対する処分を受けないこととなり」、「無罪が確定した場合」に限り必要経費に算入できます（所基通37-26（刑事事件に関する費用）参照。）。